

官報

昭和二十八年七月二十二日

第十六回 参議院會議錄第二十五号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)午
前十二時一分開議

議事日程 第二十四号

昭和二十八年七月二十二日

午前十時開議

第一 農業災害補償法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第二 国立学校設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第三 大日本育英会法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第四 登録税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 通行税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 町村合併促進法案(石村幸
作君外十四名発議)(委員長報告)

第七 昭和二十六年年度一般会計予
備費使用総調書(その2)(衆議
院送付)

第八 昭和二十六年年度特別会計予
備費使用総調書(その2)(委員長報告)

第九 昭和二十六年年度特別会計予
算總則第七次及び第八次に基づく

使用総調書(衆議院送付)

第一〇 昭和二十七年年度一般会計
予備費使用総調書(衆議院送付)

第一一 昭和二十七年年度特別会計
予備費使用総調書(衆議院送付)

第一二 昭和二十七年年度特別会計
予算總則第九次及び第十次に基づ
く使用総調書(衆議院送付)

第一三 昭和二十六年年度国有財産
増減及び現在額總計算書

第一四 昭和二十六年年度国有財産
無償貸付状況總計算書

第一五 昭和二十七年年度一般会計
国庫債務負担行為總調書

〇 議案(河井彌八君) 諸般の報告は朗
読を省略いたします。

一昨二十日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

予算委員 小澤久太郎君

懲罰委員 大谷 實雄君

同日議長において、常任委員の補欠を
左の通り指名した。

予算委員 大谷 實雄君

懲罰委員 小澤久太郎君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

水害地緊急対策特別委員 西郷吉之助君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

水害地緊急対策特別委員 徳川 頼貞君

同日通商産業委員会において当選した
理事は左の通りである。

理事 藤田 進君(三輪貞治君の
補欠)

同日議長において、左の特別委員の辞
任を許可した。

水害地緊急対策特別委員 西郷吉之助君

同日議長において、特別委員の補欠を
左の通り指名した。

水害地緊急対策特別委員 徳川 頼貞君

同日通商産業委員会において当選した
理事は左の通りである。

理事 藤田 進君(三輪貞治君の
補欠)

同日水害地緊急対策特別委員会におい
て当選した理事は左の通りである。

理事 武蔵 常介君(武蔵常介君の
補欠)

同日議長から左の議案を提出した。よ
つて議長は即日これを地方行政委員会
に付託した。

町村合併促進法案(石村幸作君外十
四名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。よつて議長は即日これ
を委員会に付託した。

港灣整備促進法案

運輸委員会に付託

国際民間航空条約への加入について
承認を求めるの件

国際航空業務通過協定の受諾につい
て承認を求めるの件

国際電気通信条約の批准について承
認を求めるの件

外務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議
案が送付された。よつて議長は即日こ
れを委員会に付託した。

木材防腐特別措置法案(首藤新八君
外四十名提出)

通商産業委員会に付託

建築士法の一部を改正する法律案
(田中角榮君外十四名提出)

建築基準法の一部を改正する法律案
(瀬戸山三男君外十四名提出)

建設委員会に付託

高等学校の定時制教育及び通信教育
振興法案(中川源 郎君外十八名提
出)

文部委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

海上衝突予防法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十六年年度一般会計予備費使用
総調書(その2)議決報告書

昭和二十六年年度特別会計予備費使用
総調書(その2)議決報告書

昭和二十六年年度一般会計予算總則第
七次及び第八次に基づく使用総調書議
決報告書

昭和二十七年年度一般会計予備費使用
総調書議決報告書

昭和二十七年年度特別会計予備費使用
総調書議決報告書

昭和二十七年年度特別会計予算總則第
九次及び第十次に基づく使用総調書議
決報告書

昭和二十六年年度国有財産増減及び現
在額總計算書議決報告書

昭和二十六年年度国有財産無償貸付状
況總計算書議決報告書

昭和二十七年年度一般会計国庫債務負
担行為總調書議決報告書

水先法の一部を改正する法律案可決
報告書

船員保険法の一部を改正する法律案
可決報告書

国民健康保険再整備資金貸付法の
一部を改正する法律案可決報告書

歯科医師法の一部を改正する法律案
可決報告書

国立国会図書館建築協議会規程案審
査報告書

同日左の質問主意書を内閣に転送した。
西日本の水害に関する質問主意書
(須藤五郎君提出)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

公認会計士法の一部を改正する法律
案

町村の警察維持に関する責任転移の
時期の特例に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

納税貯蓄組合法の一部を改正する法
律案

国税徴収法の一部を改正する法律
案

外国為替資金特別会計法の一部を改
正する法律案

旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法及び国家公
務員共済組合法の一部を改正する法
律案

昭和二十三年六月三十日以前に給付
事由の生じた国家公務員共済組合法
等の規定による年金の特別措置に関
する法律案

昭和二十八年七月二十二日 参議院會議錄第二十五号 議長の報告

○薩長（河井彌八君） 御異議ないと云
めします。よつて許可することに決しま
した。

○議長(河井彌八君) 日程第一、農業災害補償法の一部を改正する法律案を院協議会協議委員の選挙を行います。協議委員の数は十人でございませう。

○石村幸作君 農業災害補償法の一部を改正する法律案を院協議会協議委員の選挙は、成規の手続を省略いたしまして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 私は、只今の石村幸作君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 石村君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。協議委員の氏名を参事に朗読いたします。

〔参事朗読〕
農業災害補償法の一部を改正する法律案を院協議会協議委員
佐藤清一郎君 関根 久蔵君
寺尾 豊君 宮本 邦彦君
片柳 眞吉君 河野 謙三君
清澤 俊英君 白井 勇君
戸叶 武君 松浦 定義君
○議長(河井彌八君) これより直ちに協議委員の正副議長を選挙せられんことを望みます。

○議長(河井彌八君) 日程第二、国立学校設置法の一部を改正する法律案 日程第三、大日本育英会法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。文部委員長川村松助君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月八日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八君

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律
国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表北海道大学の項中「法経学部」を「法学部 経済学部」に改め、同表東京工業大学の項中「東京工業大学附属高等工業教員養成所」を削り、同表富山大学の項中「教育学部」を「経済学部」に、同表大阪大学の項中「法経学部」を「法学部 経済学部」に、同表奈良女子大学の項中「家政学部」を「家政学部」に、同表広島大学の項中「理学部」を「理学部」に改める。

〔理学部〕を「理学部」に改める。
〔理学部〕を「理学部」に改める。

第三条の三の表中

千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維大学
群馬大学工業短期大学部	群馬県	群馬大学
千葉大学工業短期大学部	千葉県	千葉大学
電気通信大学短期大学部	東京都	電気通信大学
静岡大学工業短期大学部	静岡県	静岡大学
名古屋工業大学短期大学部	愛知県	名古屋工業大学
滋賀大学経済短期大学部	滋賀県	滋賀大学
京都工業繊維大学工業短期大学部	京都府	京都工業繊維大学
山口大学工業短期大学部	山口県	山口大学

に改める。

第四条の見出しを「(大学附置の研究施設)」に改め、同条の表中

伝染病研究所	伝染病その他の病源の検定並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震害予防に関する事項並びに地震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事に関する出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編纂所	本邦に関する史料の研究、編纂及び出版
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的試験

伝染病研究所	伝染病その他の病源の検定並びに予防治療に関する学理及びその応用の研究
東京天文台	天文学に関する事項の攻究並びに天象観測、暦書編纂、時の測定、報時及び時計の検定に関する事務
地震研究所	地震の学理及び震害予防に関する事項並びに地震、爆風及び地震探検法に関する事項の研究
東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理工学研究所	理学及び工学に関する学理及びその応用の総合研究
社会科学研究所	社会科学に関する総合研究
新聞研究所	新聞及び時事に関する出版、放送又は映画に関する研究並びにこれらの事業に従事し又は従事しようとする者の指導及び養成
史料編纂所	本邦に関する史料の研究、編纂及び出版
生産技術研究所	生産に関する技術的問題の科学的試験

に、

を

第十六条ノ二 前条第一項第一号ノ規定ニ依リ貸付金ニハ利息ヲ附セズ

前項ノ貸付金ノ返還ノ期限ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム但シ日本育英会ハ學費ノ貸付ヲ受ケタル者ガ災害又ハ傷病疾病ニ因リ其ノ貸付金ノ返還困難トナリタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事由アルトキハ其ノ返還ノ期限ヲ猶予スルコトヲ得

第十六条ノ三 日本育英会ハ學費ノ貸付ヲ受ケタル者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

一 死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸付金ノ返還不能トナリタルトキ

二 修業後一定年数以上繼續シテ義務教育ニ関スル教育職員ノ職ニ在リタルトキ

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学院ニ於テ學費ノ貸付ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上繼續シテ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸付金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

第十七条中「前条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。
第十八条中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

第十九条の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第三号中「信託会社」を「信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行」に改める。

第二十六條の次に次の一条を加える。

第二十六條ノ二 政府ハ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ日本育英会ニ對シ第十六條第一項第一号ノ業務ニ要スル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

前項ノ貸付金ニハ利息ヲ附セズ政府ハ日本育英会ガ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ貸付金ノ返還ヲ免除シタルトキハ日本育英会ニ對シ其ノ免除シタル金額ニ相當スル額ノ貸付金ノ償還ヲ免除スルコトヲ得

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 政府ハ日本育英会ニ對シ第十六條ニ規定スル業務ニ關シ毎年度予算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第二十九條中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「千円」を「三万円」に改める。

第三十條の各号列記以外の部分中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に、同条第一号中「勅令」を「政令」に改める。

第三十一條中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「五百円」を「一万円」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の日本育英会法第十六條ノ二及び第十六條ノ三の規定は、この法律施行前に貸付シテ貸付金について適用する。

4 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第十八号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、同条第二十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に、「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ八中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

7 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。

8 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会」を「日本育英会」に改める。
9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

○川村松助君登壇、拍手
川村松助君 只今議題となりました二法案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず国立学校設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、先に第十五国会に提出され審議未了となりましたところの国立学校設置法の一部を改正する法律案のうち、緊急集合において議決されたものを除いた残余の部分、改めて提出したものであります。

先ず本案に盛り込まし改正内容の骨子を申し上げます。改正の第一点は、北海道大学及び大阪大学の法・経済部をそれ／＼法学部と経済学部、奈良女子大学の理家政学部を理学部と家政学部に分離し、富山大学文理学部より経済学部を分離設置し、広島県立医科大学を広島大学に合併して医学部を設置しようとするものであります。

改正の第二点は、群馬大学、電気通信大学、静岡大学、滋賀大学、山口大学に短期大学部を設置することであり、改正の第三点は、東京大学に応用微生物研究所を、岡山大学に農業生物研究所を新設することであり、改正の第四点は、新たな構想の下に、同一の学問分野を専攻する者の共同利用の研究施設として、東京大学に宇宙線観測所を、京都大学に基礎物理学研究所を附置することであり、改正の第五点は、北海道大学その他十五の大学の学部附屬の教育研究施設として、牧場、農場、家畜病院、診療エックス線技師学校、脳研究施設、農村厚生医学研究施設、臨海実験所、病院等を設置するものであります。

改正の第六点は、以上の改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

次に委員会の審議におきましての質疑応答の主なものを申し上げます。先ず、学部分限、短期大学部の設置等が、新制大学の内容の充実をおろそかにすることはないかとの質問に對しましては、学部の内容がすでに充実したものに對して分離或いは短期大学部の設置を認めざるの說明がありました。

又、学部分限の設置に對する施設設備の拡充と地元負担との關係について質問があり、一部の大学において相當の地元寄附があるが、これは学部分限設置の前提條件ではない旨の説明がなされました。次に、学部の分離に當つて定員増がなされておるか、夜間の短期大学部の新設に對する定員増が少く、教育の負担過重にならないかという質問がありましたが、これに對しましては、学部の分離は大学設置の当初より年次計画的になされ、学年完成と共に分離するものであるから、定員増を必要としないこと、夜間の短期大学部では、昼間部の教官の兼任によつて授業がなされるから、定員増は僅かでもよいという説明がありました。その他の質疑応答の詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員から、本法案では改正の諸点に對して財政的義務が十分でなく、教授の負担が増加するかの改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

上の改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

次に委員会の審議におきましての質疑応答の主なものを申し上げます。先ず、学部分限、短期大学部の設置等が、新制大学の内容の充実をおろそかにすることはないかとの質問に對しましては、学部の内容がすでに充実したものに對して分離或いは短期大学部の設置を認めざるの說明がありました。

又、学部分限の設置に對する施設設備の拡充と地元負担との關係について質問があり、一部の大学において相當の地元寄附があるが、これは学部分限設置の前提條件ではない旨の説明がなされました。次に、学部の分離に當つて定員増がなされておるか、夜間の短期大学部の新設に對する定員増が少く、教育の負担過重にならないかという質問がありましたが、これに對しましては、学部の分離は大学設置の当初より年次計画的になされ、学年完成と共に分離するものであるから、定員増を必要としないこと、夜間の短期大学部では、昼間部の教官の兼任によつて授業がなされるから、定員増は僅かでもよいという説明がありました。その他の質疑応答の詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員から、本法案では改正の諸点に對して財政的義務が十分でなく、教授の負担が増加するかの改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

上の改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

次に委員会の審議におきましての質疑応答の主なものを申し上げます。先ず、学部分限、短期大学部の設置等が、新制大学の内容の充実をおろそかにすることはないかとの質問に對しましては、学部の内容がすでに充実したものに對して分離或いは短期大学部の設置を認めざるの說明がありました。

又、学部分限の設置に對する施設設備の拡充と地元負担との關係について質問があり、一部の大学において相當の地元寄附があるが、これは学部分限設置の前提條件ではない旨の説明がなされました。次に、学部の分離に當つて定員増がなされておるか、夜間の短期大学部の新設に對する定員増が少く、教育の負担過重にならないかという質問がありましたが、これに對しましては、学部の分離は大学設置の当初より年次計画的になされ、学年完成と共に分離するものであるから、定員増を必要としないこと、夜間の短期大学部では、昼間部の教官の兼任によつて授業がなされるから、定員増は僅かでもよいという説明がありました。その他の質疑応答の詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員から、本法案では改正の諸点に對して財政的義務が十分でなく、教授の負担が増加するかの改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

上の改正に伴いまして、国立大学に置かれる職員の定員を百五十五名増加することを定めておるのであります。なお附則におきまして、本法の施行を昭和二十八年八月一日よりとし、短期大学部の修業年限及び学年進行については、昭和二十八年四月一日より適用することといたしております。

昭和二十八年七月二十七日参議院會議録第二十五号、国立学校設置法の一部を改正する法律案外一件

ニ係ルモノナルコトニ因リ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ登録税ノ全部又ハ一部ヲ免レタルモノナルコトヲ発見シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ当該登記又ハ登録ヲ受ケタル者(以下申請者ト謂フ)ノ住所地ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ但シ申請者ガ二人以上アル場合ニ於テハ其ノ内一人ヲ選定シテ当該申請者ノ住所地ノ所轄稅務署長ニ通知スベシ

前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル稅務署長ハ当該申請者ヨリ免レタル登録税額ヲ直ニ現金ヲ以テ徴収スベシ此ノ場合ニ於テ申請者ガ

二人以上アルトキハ連帯シテ納付ノ責ニ任ズルモノトス
第十九条第七号中「法令ニヨル公団、」及び「公団ニ關スル法令、」を削る。

附則

- この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- この法律施行前に納めた、又は納めるべきであつた登録税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

通行税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十八年七月十六日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

- 第一条ノ二第三項中「百円」を「三百円」に改める。
- 第一条ノ四第一項及び第二項中「通行税ノ税額」の下に「(当該税額ノ一部ガ通行税ノ税額計算ノ基礎トナルベキ事実ニシテ隠蔽又ハ仮装セラレザルモノニ基クコト明ラカナルトキハ当該隠蔽又ハ仮装セラレザル事実ニ基ク税額トシテ計算シタル金額ヲ控除シタル税額)」を加える。

附則

- この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

昭和二十八年七月二十二日 参議院會議録第二十五号 町村合併促進法案

改正後の通行税法(以下「新法」といふ。第十一條ノ二第三項及び第十一條ノ三第四項の規定は、昭和二十八年八月一日以後納付し、又は徴収される利子税額及び輕加算税額について適用する。

- 新法第十一條ノ四第一項及び第二項の規定は、昭和二十八年八月一日以後決定の通知をする重加算税額について適用する。

〔大矢半次郎君登壇、拍手〕

○大矢半次郎君 只今議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず登録税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における不正印紙の使用状況に鑑み、登記所等において登録税の納付に使用された印紙が偽造等不正のものであることを発見したときは、税務署に通報することとし、これによつて国税徴収の例にならぬ登録税を追徴することができるといふこととし、このほか、外国公認会計士及び計理士が更新登録をした場合にも、開業登録の場合と同様に登録税を課することなどの改正を行おうとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、通行税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今次の税制改正の一環として、別途、今国会に提出されている所得税法等の改正においても規定されているように、利子税の計算方法を簡素化するため三百円未満の利子税額等を徴収しないこととしたことと共に、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隠蔽又は仮装されてない事実に基づき税額を含まないこととし、重加算税について徴収の適正化を図らうとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

得税法等の改正においても規定されているように、利子税の計算方法を簡素化するため三百円未満の利子税額等を徴収しないこととしたことと共に、重加算税額の計算の基礎となる通行税額には隠蔽又は仮装されてない事実に基づき税額を含まないこととし、重加算税について徴収の適正化を図らうとするものであります。本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、町村合併促進法案(石村幸作君外十四名発議)を議題といたします。

先ず委員長の報告を求めます。地方行政委員長内村清次君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
町村合併促進法案
右の議案を議決する。
昭和二十八年七月二十日
議長者
石村 幸作 愛知 授一
西郷吉之助 高橋進太郎
堀 末治 長谷山行敏

小林 武治 島村 軍次
館 哲二 秋山 長造
内村 清次 若木 勝蔵
松澤 兼人 苦米地義三
加瀬 完
参議院議長河井彌八郎
第一章 總則

第一条 この法律は、町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、もつて町村における地方自治の本旨の充分な実現に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「町村合併」とは、二以上の町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入することとで町村の数の減少を伴うものをいう。

3 この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併関係町村の区域の一部となる町村をいう。

3 この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併関係町村の区域の一部となる町村をいう。

3 この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併関係町村の区域の一部となる町村をいう。

3 この法律において「合併関係町村」とは、町村合併によりその区域の全部又は一部が合併関係町村の区域の一部となる町村をいう。

地勢、人口密度、経済事情その他の事情に照らし、行政効率を最も高くし、住民の福祉を増進するようにその規模をできる限り増大し、これによつてその適正化を図るために相互に協力しなければならぬ。

2 都道府県知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八條の二第一項の規定により町村合併に関する計画を定めようとするときは、町村の規模について、前項の趣旨に従わなければならない。

(町村合併促進審議会)
第四条 都道府県は、町村合併を促進するため、地方自治法第百三十八條の四第三項の規定により、条例で町村合併促進審議会を置くことができる。

2 町村合併促進審議会の委員は、条例の定めるところにより、当該都道府県の議会が推薦する議員、当該都道府県の区域内の町村の議会の連合組織が推薦する町村の議会の議長、当該都道府県の区域内の町村の長の連合組織が推薦する町村長、当該都道府県の職員及び学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命する。

3 町村合併促進審議会は、都道府県知事の諮問に応じて、町村合併に関する計画の策定について調査審議する。

4 町村合併促進審議会は、都道府県知事の求めに応じて、町村合併の促進について啓蒙、宣伝、勧奨及びあつせんを行うことができる。

昭和二十八年七月二十二日 参議院會議録第二十五号 町村合併促進法案

三 小学校、中学校その他の教育

文化施設の統合整備に関する事項

四 自治体警察に関する事項

五 消防施設の統合整備に関する事項

六 病院、診療所、隔離病舎その他の衛生施設の統合整備に関する事項

七 授産施設、保育所その他の厚生施設の統合整備に関する事項

八 道路、橋、トンネルその他の土木施設の整備に関する事項

九 水道事業、自動車運送事業その他の公営企業に関する事項

十 基本財産の造成に関する事項

十一 第二号から前号までに掲げるものの外、町村合併の目的を實現するために必要な合併町村の永久の利益となるべき建設事業に関する事項

十二 町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度間の年度別財政計画

四 合併関係町村は、新町村建設計画を定めたときは、直ちにこれを都道府県知事に提出しなければならない。

五 都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときは、直ちにその意見を附してこれを内閣総理大臣に提出しなければならない。

六 第一項の協議については、当該町村の議会の議決を経なければならない。

七 新町村建設計画を定めるに当つては、合併町村の住民が相互に融和し、進んで合併町村の建設

に協力する基本の態勢を整えるように配慮しなければならない。

二 新町村建設計画は、合併町村の住民のすべてについて、ひとしく福祉を増進させるとともに負担を分担させるように定められなければならない。また、合併関係町村の施設、事業その他の住民の享受する利便について合併関係町村の相互の間の均衡を失するものがある場合においては、すみやかに是正するように定められなければならない。

(新町村建設計画の変更)

第八条 町村合併前において新町村建設計画を変更するには、合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 町村合併後において新町村建設計画を変更するには、合併町村の議会の議決によらなければならない。第六条第二項、第四項及び第五項の規定は、この場合において準用する。

第二章 他の法律の特例

(議員の任期、定数に関する特例)

三三四

四 第一項又は第二項の協議について

は、当該合併関係町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(市町村の境界変更に関する特例)

第十条 地方自治法第八十二条第二項の規定により、都道府県知事が関係町村に対し、町村合併に関する同条第一項の計画について意見を求めたときは、当該町村の長は、直ちにその旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

二 前項の告示があつたときは、当該町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、当該町村の区域内の町、字その他政令で定める基準に基く地域に属するその総数の五分の三以上の者の連署をもつて、その代表者(以下「代表者」という。)によつて町村長に対し当該地域に係る市町村の境界変更に関する意見を提出することができる。

三 前項の意見の提出があつたときは、町村長は、直ちにその要旨を公表しなければならない。

四 町村長は、第二項の意見を受理した日から六十日以内に、その意見に当該町村の意見を附して都道府県知事に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

五 前項の期間内に同項の通知がないときは、代表者は、第二項の意見を都道府県知事に提出することができる。

三 前項の規定は、第一項の協議が成立した場合には適用しない。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

二 合併関係町村の協議によらなければならない。第六条第二項及び第四項から第六項までの規定は、この場合において準用する。

(町村合併促進協議会)

第五条 町村合併をしようとする町村は、町村合併を促進するために必要な調査を行い、第六条第一項に規定する新町村建設計画の策定その他町村合併に関する協議を行うため、地方自治法第二百五十二条の二第一項の規定により、町村合併促進協議会を置くことができる。

二 町村合併促進協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより、関係町村の議会の議長及び議員、長並びにその他の職員をもつて充てる。

三 町村合併促進協議会には、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、公共的団体等の役員及び職員並びに学識経験を有する者を非常勤の委員として加えることができる。

(新町村建設計画の策定)

第六条 町村は、町村合併をしようとするときは、協議により、町村合併に伴い必要な町村の建設に関する計画(以下「新町村建設計画」という。)を定めなければならない。

二 関係町村は、新町村建設計画を定めようとするときは、あらかじめ都道府県知事の意見を聴かなければならない。

三 新町村建設計画は、おおむね左に掲げる事項について定めるものとする。

一 新町村建設の基本方針

二 町村役場、支所又は出張所の統合整備に関する事項

6 地方自治法第七十四条第四項の規定は、第二項の議会の議員及び長の選挙権を有する者につき準用する。

11 地方自治法第八條の二第一項の規定による町村合併に關する都道府県知事の勧告が前条第二項の意見を採用している場合において、当該地域に係る市町村の境界變更に關し当該町村の議会が当該勧告と異なる議決をしたときは、町村長は、直ちにその要旨を告示し、且つ、公衆の見やすい方法により公表しなければならない。

2 前項の告示があつたときは、代表者は、政令の定めるところにより、当該町村の選挙管理委員会に対し、告示のあつた日から三十日以内に、当該地域に係る市町村の境界變更に關し、これを当該地域内の選挙人の投票に付することを請求することができる。

3 選挙管理委員会は、前項の請求があつたときは、政令の定めるところにより、請求のあつた日から三十日以内に同項の投票に付さなければならない。

4 前項の投票において、選挙人の五分の四以上の賛成があつたときは、当該投票は、当該地域に係る市町村の境界變更に關する当該町村の議会の議決に代る効力を有する。

5 選挙管理委員会は、第三項の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

い。その結果が確定したときも、また、同様とする。

6 第四項の規定により市町村の境界變更に關する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界變更に關し地方自治法第七條第一項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

7 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）中普通地方公共団体の選挙に關する規定及び地方自治法第二百五十五條の二の規定は、第三項の規定による投票につき準用する。

（警察法の特例）

第十二条 合併関係町村のうち市町村合併の際警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の規定により警察を維持していたものと維持していなかつたものとがある場合において、合併町村が同法の規定により警察を維持すべきものであるときは、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、合併関係町村の協議により、町村合併後三箇年以内の期間に限り、当該合併町村の警察の管轄区域を、当該合併町村の区域のうち従前警察を維持していた合併関係町村の警察の管轄区域に限ることが出来る。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならない。

3 合併関係町村は、第一項の協議が成立したときは、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 警察法第四十條の三第六項及び第七項の規定は、第一項の協議が成立した場合につき準用する。

5 第一項の規定によりその管轄区域が限定されている警察に關する警察法の適用については、同法第五十五條中「当該市町村の区域」とあるのは「当該町村警察の管轄区域」と、第五十五條の二第二項中「その市町村の区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第五十九條中「市町村の区域内」とあるのは「町村警察の管轄区域内」と、「その区域外」とあるのは「その町村警察の管轄区域外」と、第六十四條第三項中「市町村の区域外」とあるのは「町村警察の管轄区域外」と読み替へるものとする。

（地方財政法の特例）

第十三条 合併町村が行う第六條第三項第二号から第十一号までに掲げる事業で当該合併町村の永久の利益となるべきものについては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五條第一項の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることが出来る。

（地方税法の特例）

第十四条 合併町村は、合併関係町村の相互の間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があり、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく困難と認められる特別の事情がある場合においては、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く三箇年度に限り、その不均衡の程度を限度として、

不均一の課税をすることが出来る。

（地方財政平衡交付金法の特例）

第十五条 国が地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより毎年度交付する地方財政平衡交付金の額は、合併町村については、町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度に限り、同法及びこれに基く命令の定めるところにより、合併関係町村が当該年度の四月一日においてなお町村合併前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（国有財産特別措置法の特例）

第十六条 国は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三條第一項各号に掲げる場合の外、合併町村が新町村建設計画の実施上当該合併町村の永久の利益となるべき施設の用に供する場合においては、同法に規定する普通財産を当該合併町村に対し、譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲渡又は貸付に關しては、同項に規定する場合を国有財産特別措置法第三條第一項の各号に掲げる場合に該当するものとみなして同法の規定を適用する。

（国有林野整備臨時措置法の特例）

第十七条 国は、新町村建設計画による基本財産の造成上必要があると認められる場合においては、町村合併後五箇年間に限り、合併町村の区域に係る国有林野（国有林

野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二條に規定する国有林野をいう。以下同じ。）を、国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く外、当該合併町村に対し、国有林野整備臨時措置法（昭和二十六年法律第二百四十七号）の例により、売却し、又はその所有する林野と交換することが出来る。この場合において売却代金の支払は、売却後五箇年間は、すなわち、その後十五箇年の年賦償還とするものとする。

2 合併町村は、前項の規定により売却を受けた林野の経営については、あらかじめ国の承認を受けて定められた施業計画によらなければならない。

3 合併町村は、第一項の規定により売却を受けた林野の立木の伐採若しくは売却又は当該林野の売却をするには、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

4 合併町村は、第一項の規定により売却又は交換を受けた林野の管理については、なるべくその住民の生業に資するように配慮しなければならない。

（国民健康保険法の特例）

第十八条 合併町村は、合併関係町村のうち市町村合併の際国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）の規定による国民健康保険を行つていたものと行つていなかつたものとがある場合において、同法第八條ノ十三第一項及び第八條ノ十五第一項本文の規定にかかわらず、合併関係町村の協議による規約の定めるところにより、町村合併後五箇年以内

の期間に限り、当該合併町村の区域のうち国民健康保険を行つていた合併関係町村に属していた区域の世帯主及びその世帯に属する者を引き続き被保険者として、同法の規定による国民健康保険を行うことができる。

2 前項の協議については、当該合併関係町村の議会の議決を経なければならぬ。

3 第一項の規約を定めるについては、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 合併関係町村は、第一項の規約を定めるときは、直ちにこれを告示しなければならない。

5 国民健康保険法の適用については、第一項の規約は同法第八条ノ十三第一項の規定により合併町村が制定する条例とみなす。

6 合併関係町村の關係区域をその地区に包含する普通国民健康保険組合がある場合において第一項の規定により合併町村が国民健康保険を行うこととなるときは、合併町村が同項の規定により国民健康保険を行う間、当該普通国民健康保険組合は、国民健康保険法第二條ノ二第一項並びに同法第五十四條第一項及び第二項の規定にかかわらず、従前の地区において国民健康保険を行うことができる。

(水産業協同組合法の特例)

第十九条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第二項の規定により組合員たる資格を有する漁民を特定の種類の漁業を営む者又はこれに従事する者に限つている漁業協同組合

の地区の全部が町村合併により同一町村の区域に包含されることとなる場合においては、当該漁業協同組合は、同条の規定にかかわらず、引き続き組合員たる資格に関する当該制限を存置することができる。

2 水産業協同組合法第七条の規定の適用については、前項の規定により組合員の資格に関する制限を存置する漁業協同組合は、同法第十八条第二項の規定により組合員の資格を限つている漁業協同組合とみなす。

(農地法の特例)

第二十条 町村合併に伴う町村の区域の変動により小作地又は小作採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六條第五項の規定により小作地又は小作採草放牧地とみなされるものを含む。以下同じ。)がこれを所有する者の住所のある町村(同条第三項又は第四項に該当するときはこれらの規定により住所があるものとみなされる町村、以下同じ。)の区域(小作採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下同じ。)の外にあることとなるときは、その者は、当該小作地又は小作採草放牧地のうち同条第一項第二号に規定する面積からそれぞその住所のある町村の区域内において所有する小作地又は小作採草放牧地(同条第二項の規定によりその者が所有するものとみなされる小作地又は小作採草放牧地を含む。)の面積を差し引いた面積をこえないものを、同条第一

項第一号の規定にかかわらず、なお所有することができる。

第三章 町村合併及び新町村建設計画の実施

(町村合併に対する協力)

第二十一条 町村は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、都道府県知事、都道府県議会の、都道府県の区域内の町村の議会又は長の連合組織その他の関係のある機関及び学識経験者有する者等に対し、技術的の助言、勧告その他の必要な援助を求めることができ

2 町村合併が行われようとするときは、関係町村の關係機関は、町村合併を適正且つ円滑に行うために、その意義及び目的を住民に周知させるように努めるとともに、当該町村の区域内の公共的団体等に対し協力を求めるようにしなければならない。

3 関係町村の区域内の公共的団体等は、前項の協力を求められたときは、誠実にこれに対処しなければならない。

(事務の処理)

第二十二条 合併関係町村は、町村合併に際しては、その町村税、使用料等で滞納に係るものを整理し、未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない。

(財産及び營造物の管理引継等)

第二十三条 合併関係町村は、町村合併に際しては、その基本財産その他の財産及び營造物をすべて合併町村に引き継ぎその維持発展に

資することができるように誠実に管理しなければならない。

2 町村合併により合併関係町村の区域の一部が合併町村の区域に属することとなる場合においては、当該一部の区域内に存し、もつぱらその区域内の住民の使用に供されてゐる当該合併関係町村の財産及び營造物は、当該合併町村に引き継ぐものとし、その他の関係のある財産及び營造物は、その区域内の住民による使用状況、取得についての寄与の程度等に依り、その住民の利益を考慮して合理的にその所屬を定めるようにしなければならない。

3 旧来の慣行により合併関係町村の住民中特に財産又は營造物を使用する権利を有する者がある場合においては、町村合併により当該財産又は營造物を取得する合併町村は、その旧慣を尊重しなければならない。

4 合併関係町村の相互の間にその有する基本財産の所有について著しい不均衡があり、これを統合して合併町村に属させることが適当でないとき認められる特別の事情がある場合においては、地方自治法第七條第四項の規定による財産処分に関する協議により、合併町村のうち合併関係町村に属していた区域に係る部分が当該財産の全部又は一部を有するものとするることができる。この場合においては、合併町村の当該部分は、同法第二百九十四條第一項の財産区とする。

(職員的身分取扱)

第二十四条 合併関係町村は、その協議により、町村合併の際現にその職に在る合併関係町村の一般職の職員が引き続き合併町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱に關しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(公共的団体等の統合整備)

第二十五条 合併関係町村の区域内の公共的団体等は、町村合併に際しては、合併町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

2 合併町村の長は、その区域内の公共的団体等に対し、町村合併の目的を達成するため必要があると認めるときは、すみやかに統合整備を図るよう勧告することができる。

(新町村建設計画の実施)

第二十六条 町村合併が行われたときは、合併町村は、新町村建設計画の実施を通じて、町村の一体性の確保とその向上発展に努めなければならない。

2 合併町村の關係機関及びその区域内の公共的団体等は、相互に協力して新町村建設計画のすみやかな実現に努めなければならない。

3 合併町村の住民は、相互に融和し、一の地方公共団体の住民たるの自覚をもつて、進んでその負担を分担して合併町村の建設に当らなければならない。

第四章 町村合併及び新町村建設計画の実施の促進

(町村合併促進のための補助金)

第二十七条 国は、町村合併の実施を促進するため、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、町村及び都道府県に対して補助金を交付することができる。

(新町村建設計画の実施に関するあつせん)

第二十八条 内閣総理大臣は、第六十条第五項(第八条において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事から新町村建設計画及びその意見の提出があつたときは、直ちにこれを関係各省大臣に通知しなければならない。

2 前項の場合において新町村建設計画の実施を促進するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、新町村建設計画の一部の変更その他新町村建設計画の実施に関する事項についてあつせんを行うことができる。

(新町村建設計画の実施の促進のため図の行う措置)

第二十九条 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、新町村建設計画に掲げる左の事項に係る財政上の援助について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な取扱をするものとする。

一 小学校又は中学校の校舎の新築又は改修その他教育文化施設の整備
二 消防自動車等の購入その他消防施設の整備

三 病院、診療所、隔離病舎、水道施設その他の衛生施設の整備
四 授産施設、保育所その他の厚生施設の整備

五 道路、橋又はトンネルの新設その他土木施設の整備
六 前各号に掲げるものの外、合併町村の永久の利益となるべき建設事業

2 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる事業の実施について、事情の許す限り、合併町村のために優先的な措置を講ずるものとする。

一 道路の建設、河川の改修、漁港の修築その他の土木事業
二 前号に掲げるものの外、国の行う事業で政令で定めるもの

3 国は、新町村建設計画の実施を促進するため、法令及び予算の範囲内において、左に掲げる措置について、合併町村のために特に配慮するものとする。

一 国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十条に規定する国有財産をいう。)の貸付、交換、売却及び譲与並びにこれに対する私権の設定
二 国有林野法に定める部分林の設定

三 新町村建設計画に掲げる事業に要する経費の財源とするための地方債を起すことの許可

四 前各号に掲げるものの外、各省大臣その他の国の行政機関の行う処分で政令で定めるもの
4 国は、前項第二号の規定に従つて設定した部分林の造林について

て、予算の範囲内において、合併町村に対して補助金を交付することができる。

(都道府県の行う措置)
第三十条 都道府県は、町村合併及び新町村建設計画の実施を促進するため、第二十七条及び前条に準じて必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、毎年度の当初において、前年度中の町村合併及び新町村建設計画の実施の状況をとりまとめ公表するとともに、これを内閣総理大臣に報告しなければならない。

(公共企業体の協力)
第三十一条 日本国有鉄道、日本電信電話公社その他の公共企業体は、合併町村に係るその業務の運営に關し、町村合併の目的の実現に資するため、管轄区域の変更等必要な措置をすみやかに講ずるようにななければならない。

(内閣総理大臣の助言、勧告その他の措置)
第三十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を實現するために、町村及び都道府県に対して助言又は勧告をし、情報又は資料を提供し、その他適切な措置を講じなければならない。

(町村合併に関する内閣総理大臣の処分)
第三十三条 町村合併に関する地方自治法第七十一条の申請があつた場合において、都道府県知事が当該申請の日から六箇月以内に同項の規定による処分を行わないときは、関係町村は、議会の議決を

経て当該期間の経過後六箇月以内に関内閣総理大臣に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、自治庁長官は、当該都道府県知事について当該事件に關する事情を聴取するとともに、参事の意見を聴いた後その意見を附して、これを内閣総理大臣に上申するものとする。

3 内閣総理大臣は、審査の結果当該都道府県知事が処分を行わないことが町村合併による町村の規模の適正化の趣旨に反すると認めるときは、地方自治法第七十一条の規定にかかわらず、自ら当該申請に係る町村の廢置分合又は境界変更の処分を行うことができる。

4 前項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

5 第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

6 地方自治法の適用については、第三項の規定による処分は、同法第七十一条の規定による処分とみなす。

第五章 雑則
(この法律施行前の申請に係る町村合併についての適用関係)
第三十四条 この法律施行前五箇年以内に行われた町村合併により、又はこの法律施行前になされた地方自治法第七十一条若しくは第三項の申請に基きこの法律施行後に行われた町村合併により設置さ

れ、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が、あらかじめ都道府県知事の意見を聴きその議会の議決を経て第六条第三項第一号から第十一号までに掲げる事項及び当該町村合併の行われた日から起算して五箇年を経過した日の属する年度までの年度別財政計画を明らかにした当該町村の建設に關する計画を定めた場合には、当該町村については当該計画を新町村建設計画とみなして第二條、第六條第四項及び第五項、第八條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第二十八條、第二十九條、第三十條(第二十七條に係る部分を除く。)、第三十一條並びに第三十二條の規定を適用する。この場合においては、第六條第四項中「合併関係町村」とあるのは「合併町村」と、第十三條及び第十五條中「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度」とあるのは「町村合併の行われた日の属する年度及びこれに続く五箇年度のうち新町村建設計画を定めた日の属する年度以後の年度」とそれぞれ読み替へるものとする。

(合併町村等が市となつた場合の適用関係)
第三十五条 この法律の規定(第三十二條の規定を除く。)は、町村合併により設置され、又は他の町村の区域の全部若しくは一部を編入した町村が市となつた場合において、なお、当該市に關して適用する。但し、当該市につき第十五條の規定を適用して算定される地方

財政平衡交付金の額が同条の規定を適用しないで算定される地方財政平衡交付金の額に満たないときは、同条の規定は適用しない。
(市の区域を含む場合についての適用)

第三十六条 市及び町村の区域の全部若しくは一部をもつて町村を置き、又は市及び町村の区域の全部若しくは一部を他の町村に編入すること、で町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定を適用する。
(市が設置され又は市に編入する場合についての適用)

第三十七条 左の各号に掲げるもので町村の数の減少を伴うものについては、これを町村合併とみなしてこの法律の規定(第三条、第九条及び第十二条の規定を除く)を適用する。
一 二以上の町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。
二 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部をもつて市を置くこと。
三 町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。

四 市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万未満の市に編入すること。
五 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法第八条の二第一項の規定によりする勧告に基づき、町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。
六 都道府県知事が町村合併促進審議会の意見を聴き地方自治法

第八条の二第一項の規定によりする勧告に基づき、市の区域の一部及び町村の区域の全部又は一部を人口五万以上十万未満の市に編入すること。
(公職選挙法の適用)
第三十八条 公職選挙法の適用については、同法第四十三条第三項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)」とあるのは「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び町村合併促進法(昭和二十八年法律第 号)」と読み替へるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
2 この法律は、施行の日から起算して三箇年を経過した時にその効力を失ふ。但し、その時までに行われた町村合併については、その時以後も、なお、その効力を有する。

〔内村清次君登壇、拍手〕
○内村清次君 只今議題となりました町村合併促進法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。
現行地方制度が憲法にいう地方自治の本旨の実現を旨として構成せられておることは申すまでもないところであります。これにつきましましては、数次に亘る関係法令の改正によりまして、おむね一応はその基礎を整備するに至つたのであります。が、実情は地方自治の確立をさるること遠く、これにつきましては種々の理由もありますが、その重要な原因の一つは、基礎的普通地方公共団体として地方自治の一翼を担うべき地位にある町村の規模に余りにも狭小なものが多くあることとあります。地方自治の根本は、要するに地方公共団体の独立自主というところでありまして、それは固有の権限を独立の財源によりまして、団体自治、住民自治の本質に徹底し得ることなのであります。併しこのためには、その任務を負担し得る程度の規模を有すべきことは申すまでもなく、この意味におきまして我が国の町村には余りにも弱小なものが多いのであります。曾つて明治の中葉に当り、近代国家としての行政制度を採用するに当り、その負担者としての町村については、政府の指導によりまして大合併が行われたのであります。即ち、明治二十一年の大合併は、立憲君主制を採用せんとする我が国が、中央地方を通じてこれにふさわしい制度を採用するに当り、地方においては町村の合併を基本とする行政機構の整備をその根本としたのであります。これによりまして七万以上もありました町村の数は僅か一年有る間に一万五千八百二十に減少することとなつたのであります。この根本的処置の結果は、国と地方を通じて我が国に一応の近代行政制度の実現をみる最大の要因となつたものであります。

我が国の現実は、この際、地方自治の確立なくしては新憲法の基本精神は実現しがたく、中央と地方を通じての行政の合理化、能率化は実現しがたく、延いては社会の福祉の増進も又期しがたいのであります。曾つて明治の中頃におきまして「国家の基礎を鞏固にせん」と欲せば必ず先ず町村自治の組織を立てざるを得ず」とした町村合併の理由は、今日においては国と人民とを通じて新たな意義において重畳かつ大であると言われなければならないのであります。当委員会におきましては、右のごとき根本理念によりまして、新しい地方制度の実施と共に、新たな意義における町村合併の必要を主張して来たのであります。たゞく地方税財政制度の大改正となり、平衡交付金制度の採用せられるに当りまして、その制度の必然性として、町村が合併して大規模なものとなり得る場合は、交付金の交付額は、合併なかりしものとして個々の町村について計算しこれを合計したものであります。これは合併町村にとりましては予想外のことであります。其に、同時に、国といたしましては、その希望する方向に自主的に動いておる町村に対する財政上の保障が却つて減少することとなることは、あえて希望するところではなかつたわけでありまして、このような事実その他よりいたしまして、当委員会におきましては、この点を含めて合併町村の保護と奨励のために何らかの特別立法を行うべきことを主張して来たのであります。が、この見解に對しましては各方面の賛成と協力を得まして、ここに提案中の町村合併促進法案の形となつてまゐることとなつたのであります。

当委員会といたしましては、この法案の制定を取りましましたのは、本件を継続調査事件の中心題目として取上げ、関係各省とそれらの所管事項

について折衝しましたことは言うまでもなく、特に小委員会を設置して、各条項について詳細な検討を重ね、又現地調査によりまして法案の完備を期したわけでありまして、

この間、問題の焦点として特に本委員会にあつて検討いたしました諸事項は、おおむね次のごとくであります。先ず、適正規模の標準を法案中に入れるべきや否やの点であります。これにつきましましては、神戸委員会の勧告、自治庁の調査、或いは当事者たる府県町村の意見を参酌し、おおむね八千以上の住民を標準とするよう規定したわけでありまして、又、合併についての町村議員の任期をどう取扱うかについて、憲法九十三条第二項との関係、或いは合併後の実態との関係について種々議論があつたのであります。が、結局において、旧町村の議員については、引き続き二年以内に限り任期を延長するか、或いは新たに選挙するにについては自治法の定める定員の二倍以下の特例を認めることと相成つたのであります。更に、国有林野整備臨時措置法の特例につきましましては、町村合併に對し基本財産として扱は下げる範囲をどの程度にまで特例とすべきかについて慎重に検討を加え、責任者である林野庁長官の出席を求めて説明を聴取し、最後に、ここに提出した法案の内容のごとくに、問題の中心になつておりまして、問題は、国土の保安上及び国有林野の經營上必要となるを除く外、当該合併町村に對し、国有林野整備臨時措置法の例により、一と改められたわけでありまして、その他、町村合併促進協議会と教育委員会との関係、地域給と町村合併との関係、新町村建設計画の実施

たいのであります。曾つて明治の中頃におきまして「国家の基礎を鞏固にせん」と欲せば必ず先ず町村自治の組織を立てざるを得ず」とした町村合併の理由は、今日においては国と人民とを通じて新たな意義において重畳かつ大であると言われなければならないのであります。当委員会におきましては、右のごとき根本理念によりまして、新しい地方制度の実施と共に、新たな意義における町村合併の必要を主張して来たのであります。たゞく地方税財政制度の大改正となり、平衡交付金制度の採用せられるに当りまして、その制度の必然性として、町村が合併して大規模なものとなり得る場合は、交付金の交付額は、合併なかりしものとして個々の町村について計算しこれを合計したものであります。これは合併町村にとりましては予想外のことであります。其に、同時に、国といたしましては、その希望する方向に自主的に動いておる町村に対する財政上の保障が却つて減少することとなることは、あえて希望するところではなかつたわけでありまして、このような事実その他よりいたしまして、当委員会におきましては、この点を含めて合併町村の保護と奨励のために何らかの特別立法を行うべきことを主張して来たのであります。が、この見解に對しましては各方面の賛成と協力を得まして、ここに提案中の町村合併促進法案の形となつてまゐることとなつたのであります。

当委員会といたしましては、この法案の制定を取りましましたのは、本件を継続調査事件の中心題目として取上げ、関係各省とそれらの所管事項

について折衝しましたことは言うまでもなく、特に小委員会を設置して、各条項について詳細な検討を重ね、又現地調査によりまして法案の完備を期したわけでありまして、

この間、問題の焦点として特に本委員会にあつて検討いたしました諸事項は、おおむね次のごとくであります。先ず、適正規模の標準を法案中に入れるべきや否やの点であります。これにつきましましては、神戸委員会の勧告、自治庁の調査、或いは当事者たる府県町村の意見を参酌し、おおむね八千以上の住民を標準とするよう規定したわけでありまして、又、合併についての町村議員の任期をどう取扱うかについて、憲法九十三条第二項との関係、或いは合併後の実態との関係について種々議論があつたのであります。が、結局において、旧町村の議員については、引き続き二年以内に限り任期を延長するか、或いは新たに選挙するにについては自治法の定める定員の二倍以下の特例を認めることと相成つたのであります。更に、国有林野整備臨時措置法の特例につきましましては、町村合併に對し基本財産として扱は下げる範囲をどの程度にまで特例とすべきかについて慎重に検討を加え、責任者である林野庁長官の出席を求めて説明を聴取し、最後に、ここに提出した法案の内容のごとくに、問題は、国土の保安上及び国有林野の經營上必要となるを除く外、当該合併町村に對し、国有林野整備臨時措置法の例により、一と改められたわけでありまして、その他、町村合併促進協議会と教育委員会との関係、地域給と町村合併との関係、新町村建設計画の実施

の促進のために国の行方措置について
の規定中の優先的な取扱等、多くの
点について調査審議を加え、更に、衆
議院地方行政委員会中に設けられまし
た町村合併促進法小委員会から連絡の
ありました研究事項については、(一)町
村合併に際し知事が処分を行わなかつ
た場合の救済制度としての内閣総理大
臣の処分に関する特例規定、(二)合併町
村の一般職の職員の身分を保障する規
定、(三)町村合併促進協議会の非常勤の
委員として公共的団体の役員員を加
え得ることを加え、委員会の
としての成案をまとめたのでありま
す。

この間、明らかにされましたこと
は、特に町村においては、この法案の
成立を待つて急速に合併するの気運が
各地に高まつておるといふことであ
ります。又この法案の成立したのも、国
と地方との十全の協力の上に立つて町
村合併が進められるにおいては、ここ
数年中に、全国町村の数は、現在の町
村数の少くとも三分の二、多ければ二
分の一に減少し、将来これによつて節
約される行政経費は最低百億と見るこ
とを得べく、又、政府内部において
は、これを内閣全体の重要事項として
強力に取上ぐべきであるとの意見も有
力化しつつあることとあります。

本法案の内容は、要するに、地方自
治の本旨に基き町村の自主的な合併を
保護奨励するに足る各種の勧奨的或
いは財政的措置を諸法律の特例として
規定することを中心とするものであり
まして、先づ総則的事項としては、地
方自治の本旨の実現を旨として、おお
むね人口八十以上を標準として町村合

併を行い、このため、都道府県に町村
合併促進審議会、町村に町村合併促進
協議会を設け、又、新町村建設計画の
策定等について規定したものでありま
す。次いで諸法律の特例といたしまし
ては、町村議員の任期及び定員につ
いての特例、一部の区域の境界変更に関
する特例、一部の区域で警察を維持し
得ることの特例、地方債の特例、地方
税の特例、地方財政平衡交付金法の特
例、国有林野整備臨時措置法の特例、
国民健康保険の特例、水産業協同組合
に関する特例、農地法の特例をとりま
とめて掲げたものであります。更に、
町村合併及び新町村建設計画の実施に
ついて、町村合併に對する協力その他
その実施に必要な諸事項を規定いたし
ました。又、その実施の促進に關する諸
事項として、国の補助金或いは内閣総
理大臣の斡旋等を規定し、最後に雜則
としてその他の関係諸規定を掲げてあ
るものであります。

当委員会におきましては、二十日の
委員会において全委員の共同提案とす
ることに決定し、直ちに提出、その付
託を待ちまして、二十一日には、知事
会等、地方六団体の全国組織の代表者
を参考人として出席を求めて意見を聴
取し、その後、質疑及び討論を省略し
たしまして、全会一致を以て可決いた
した次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、昭和
二十六年年度一般会計予算費使用総調書
(その2)。

日程第八、昭和二十六年年度特別会計
予算費使用総調書(その3)。

日程第九、昭和二十六年年度特別会計
予算総則第七及第八に基く使用
総調書。

日程第十、昭和二十七年年度一般会計
予算費使用総調書。

日程第十一、昭和二十七年年度特別公
計予算費使用総調書。

日程第十二、昭和二十七年年度特別公
計予算総則第九及第十に基く使
用総調書。(いずれも衆議院送付)

日程第十三、昭和二十六年年度国有財
産増減及び現在額計算書。

日程第十四、昭和二十六年年度国有財
産無償貸付状況計算書。

日程第十五、昭和二十七年年度一般公
計国庫債務負担行為計算書。

以上九件を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認
めます。先ず委員長の報告を求めま
す。決算委員長河井彌八郎君。

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

昭和二十六年年度一般会計予算費使
用総調書(その2)。

昭和二十六年年度特別会計予算費使
用総調書(その3)。

昭和二十六年年度特別会計予算総則
第七及第八に基く使用総調
書。

昭和二十七年年度一般会計予算費使
用総調書。

昭和二十七年年度特別会計予算費使
用総調書。

昭和二十七年年度特別会計予算総則
第九及第十に基く使用総調
書。

右は本院において承認することを議
決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和二十八年七月十四日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

昭和二十六年年度国有財産増減及び現
在額計算書。

昭和二十六年年度国有財産無償貸付
状況計算書。

右
国会に提出する。

昭和二十八年六月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

昭和二十七年年度一般会計国庫債務
負担行為計算書。

右
国会に提出する。

昭和二十八年六月三十日
内閣総理大臣 吉田 茂

〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕

昭和二十六年年度一般会計予算費使用総調書
(その2)は五件の事後承認を求める
件に關する決算委員会の審議の経過並
びに結果について報告いたします。

初めに本件の内容について大略を説
明いたします。

先ず昭和二十六年年度一般会計予算費
使用総調書(その2)について申し上げます。

昭和二十六年年度一般会計予算費の予
算額は十億円であります。そのうち、
昭和二十六年十二月七日までに
使用されました八億五千五百万円に
つきましては、昨年四月、国会が承認
を与えておりますが、今回はそれ以後
年度末までに使用されました八千五
百五十万円につきまして承認を求めている
のであります。

次に昭和二十六年年度特別会計予算費
使用総調書(その3)について申し上げま
す。

昭和二十六年年度各特別会計予算費の
予算総額は二百二億三千八百八十八万
円であります。そのうち、昭和二十六年
十二月二十五日までに使用されました
三十二億七千五百万円につきましては、
昨年四月、国会が承認を与えてお
ります。今回はそれ以後年度末までに
使用されました三十八億八千二百
万五千円につきまして承認を求めている
のであります。

次に昭和二十六年年度特別会計予算総
則第七及第八に基く使用総調書
について申し上げます。

特別会計予算総則第七の規定によ
りまして、大蔵省所管資金運用部特別公
計において、政府関係機関貸付金等の
利子収入の増加額の一部を預金利子の
支払に充当したものが四億五千四百余
万円、厚生省所管厚生保険特別公計に
おいて、保険料収入の増加額の一部を健
康保険給付費に充当したものが二十八
億三千五百余万円、又は、特別会計予

1190

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て委員長報告通り議決せられました。
本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午前十一時五十分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員の請暇

一、日程第一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣府協議会議員の選挙)

一、日程第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、日程第三 大日本育英会法の一部を改正する法律案

一、日程第四 登録税法の一部を改正する法律案

一、日程第五 通行税法の一部を改正する法律案

一、日程第六 町村合併促進法案

一、日程第七 昭和二十六年年度一般会計予備費使用総調書(その2)

一、日程第八 昭和二十六年年度特別会計予備費使用総調書(その2)

一、日程第九 昭和二十六年年度特別会計予算総則第七条及び第八条に基く使用総調書

一、日程第十 昭和二十七年年度一般会計予備費使用総調書

一、日程第十一 昭和二十七年年度特別会計予備費使用総調書

一、日程第十二 昭和二十七年年度特別会計予算総則第九条及び第十条に基く使用総調書

一、日程第十三 昭和二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、日程第十四 昭和二十六年年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、日程第十五 昭和二十七年年度一般会計国庫債務負担行為総調書

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君
議員 河野 謙三君 佐藤 尚武君

高良 とみ君	小林 武治君	草葉 隆圓君	泉山 三六君
小林 政夫君	楠見 義男君	石坂 豊一君	井上 知治君
北 勝太郎君	上林 忠次君	岩沢 忠恭君	栗山 良夫君
片柳 眞吉君	加賀山之雄君	秋山 長造君	阿具根 登君
奥 むめお君	赤木 正雄君	海野 三朗君	小松 正雄君
森田 義衛君	村上 義一君	大倉 精一君	河合 義一君
宮城タマヨ君	三木與吉郎君	岡 三郎君	亀田 得治君
三浦 辰雄君	前田 穂君	小林 亦治君	森下 政一君
廣瀬 久忠君	林 丁君	小酒井義男君	重盛 壽治君
野田 俊作君	西田 隆男君	田畑 金光君	松澤 兼人君
中山 福藏君	土田国太郎君	森崎 隆君	安部キミ子君
館 哲二君	竹下 豊次君	矢嶋 三義君	吉田 法晴君
高橋 道男君	高瀬莊太郎君	藤原 道子君	菊川 孝夫君
杉山 昌作君	深水 六郎君	若木 勝藏君	東 隆君
横川 信夫君	雨森 常夫君	内村 清次君	松本治一郎君
木村 守江君	伊能 芳雄君	三橋入次郎君	羽生 三七君
青柳 秀夫君	高野 一夫君	三木 治朗君	山下 義信君
西川弥平治君	石井 桂君	後藤 文夫君	市川 房枝君
井上 清一君	川口爲之助君	須藤 五郎君	戸叶 武君
佐藤清一郎君	劍木 幸弘君	白川 一雄君	野本 品吉君
谷口弥三郎君	長島 銀藏君	石川 清一君	最上 英子君
長谷山行毅君	宮田 重文君	鈴木 強平君	松永 義雄君
田中 啓一君	大矢半次郎君	武藤 常介君	平林 太一君
岡崎 眞一君	松本 昇君	八木 秀次君	村尾 重雄君
植竹 春彦君	岡田 信次君	紅露 みつ君	八木 幸吉君
松岡 平市君	大谷 肇潤君	鈴木 一君	加瀬 完君
寺尾 豊君	中山 壽彦君	千田 正君	相馬 助治君
大原 晋三君	愛知 揆一君	有馬 英二君	松浦 定義君
神原 亨君	大谷 賀雄君	菊田 七平君	長谷部ひろ君
宮澤 喜一君	高橋 衛君	上原 愛一君	棚橋 小虎君
横山 フク君	西岡 ハル君	松原 一彦君	
木内 四郎君	藤野 繁雄君		
近藤 信一君	石村 幸作君		
秋山俊一郎君	入交 太藏君		
松平 勇雄君	加藤 武徳君		
上原 正吉君	郡 祐一君		
西川甚五郎君	平井 太郎君		
川村 松助君	池田宇右衛門君		
大和 與一君	湯山 勇君		

昭和二十八年七月二十二日 参議院會議録第二十五号

昭和二十八年七月二十二日 参議院会議録第二十五号

三四二

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

(郵送料共)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段區一五〇〇
東京一〇〇〇官報部